

平成 28 年 5 月 27 日
復興庁

復興特区法に基づく課税の特例に係る指定の状況(平成 28 年 3 月末時点)について

東日本大震災復興特別区域法（以下「法」という。）に基づく課税の特例の適用を受けるためには、認定地方公共団体による指定事業者等の指定が必要です。

今回、平成 28 年 3 月末時点の課税の特例に係る指定の状況について、復興庁において取りまとめましたので公表します。

1. 平成 28 年 3 月末までに指定を受けた指定事業者等の数及び指定件数は以下のとおりです。

| 指定件数 | 課税の特例の法の根拠 | | | | | | 計 |
|--------------------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| | 第 37 条 | 第 38 条 | 第 39 条 | 第 40 条 | 第 41 条 | 第 42 条 | |
| 平成 28 年 3 月末時点 | 2,234 | 1,865 | 91 | 7 | 3 | 1 | 4,201 |
| (参考)平成 27 年 3 月末時点 | 1,948 | 1,484 | 82 | 6 | 3 | 1 | 3,524 |

- ・ 法第 37 条の特例：機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除
- ・ 法第 38 条の特例：被災雇用者等を雇用した場合の税額控除
- ・ 法第 39 条の特例：開発研究用資産の特別償却等
- ・ 法第 40 条の特例：新規立地促進税制
- ・ 法第 41 条の特例：被災者向け優良賃貸住宅の特別償却等
- ・ 法第 42 条の特例：地域の課題の解決のための事業を行う株式会社に対する出資に係る所得控除

| | | |
|----------|--------------------|-------|
| 指定事業者等の数 | 平成 28 年 3 月末時点 | 3,187 |
| | (参考)平成 27 年 3 月末時点 | 2,747 |

(注 1) 課税の特例ごとに指定を受ける必要があることから、1 者で複数の特例について指定を受けている事業者等があるため、指定件数より指定事業者等の数が少なくなります。

2. 平成 28 年 3 月末時点における、各県ごとの状況は以下のとおりです。

| | 青森県 | 岩手県 | 宮城県 | 福島県 | 茨城県 | 計 |
|--------------------|-----|-----|-------|-------|-----|-------|
| 指定件数 | 237 | 609 | 1,140 | 1,519 | 696 | 4,201 |
| (参考)平成 27 年 3 月末時点 | 215 | 481 | 988 | 1,193 | 647 | 3,524 |
| 指定事業者等の数 | 203 | 487 | 926 | 1,158 | 518 | 3,292 |
| (参考)平成 27 年 3 月末時点 | 188 | 414 | 812 | 935 | 487 | 2,836 |

(注 2) 複数の県で指定を受けている事業者等があるため、各県の指定事業者等の数の合計は上記の指定事業者等の数（平成 28 年 3 月末時点 3,187 及び平成 27 年 3 月末時点 2,747）と一致しません。